

社会復帰促進等事業のPDCA評価と事業仕分けの評価結果等一覧
(平成21年度成果目標の実績評価及び22年度成果目標に係る事業)

番号	事業の別 (※1)	事業名	PDCAサイクル		行政刷新会議・省内事業仕分け (平成22年12月6日時点で確定しているもの)		備考
			21年度 評価	措置	行政刷新会議 (※2)	省内仕分け (行政事業レビューを含む)	
1	社復	石綿確定診断等事業	(A)				
2	社復	石綿関連疾患診断技術研修事業	A				
3	安衛	労働者の健康の保持増進対策事業	C	一部廃止	【行政刷新会議第2弾(中央労働災害防止協会)】 ・事業の廃止	【省内仕分け(中央労働災害防止協会)】 ・「事業廃止」(2人) ・「法人で事業を継続するが更なる見直しが必要」(4人)	事業仕分けの結果を踏まえ、労働者の健康づくり対策支援事業(中央労働災害防止協会委託部分)は22年度限りで廃止。
4	安衛	化学物質管理の支援体制の整備	C	一部廃止			研修に係る事業は、22年度限りで廃止。
5	安衛	快適職場形成促進事業	C	廃止			22年度限りで廃止。
6	安衛	労働時間等の設定改善に向けた取組の推進	(A)	一部廃止		【省内仕分け(労働時間等設定改善援助事業)】 ・「事業の廃止(直ちに)」	省内事業仕分けの結果を踏まえ、「労働時間等設定改善援助事業」については、22年度限りで廃止。
7	安衛	個別労働紛争対策事業	A		【行政刷新会議第1弾】 ・見直し		事業仕分けの結果を踏まえ、22年度予算において一般会計の一部を特別会計に振替。
8	安衛	自動車運転者の長時間労働抑制のための支援等の推進事業	C				
9	安衛	特定分野における労働者の労働条件の確保・改善事業	A				
10	安衛	未払賃金の立替払事業	A		【行政刷新会議第3弾(特別会計仕分け)】 直接対象となっていないが、WGの議論において個別の委員から指摘等のあったもの	【省内仕分け((独)労働者健康福祉機構)】 ・「事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施」(1人) ・「事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施」(2人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(1人)	倒産件数の減少に伴い、請求件数が減少している状況を踏まえ、平成23年度予算は減額要求。
11	安衛	短時間労働者安全衛生対策推進費	B		【行政刷新会議第1弾(短時間労働者均等待遇推進等助成金)】 ・「見直し 21世紀職業財団の活用を廃止。」	【省内仕分け】 ・「事業は継続するが、更なる見直しが必要」	・事業仕分けの結果を踏まえ、(財)21世紀職業財団の活用を廃止し、平成23年10月以降は都道府県労働局で実施の予定。 ・省内事業仕分けの結果を踏まえ、中小企業雇用安定化奨励金と整理・統合し、「均待待遇・正社員化推進奨励金」として予算要求。
12	社復	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	—				
13	援護	新規労災年金受給者支援経費	A	廃止		【省内仕分け((財)労災サポートセンター)】 ・評決しない	22年度限りで委託事業を廃止し、23年度より国による直接実施とする。

番号	事業の別 (※1)	事業名	PDCAサイクル		行政刷新会議・省内事業仕分け (平成22年12月6日時点で確定しているもの)		備考
			21年度 評価	措置	行政刷新会議 (※2)	省内仕分け (行政事業レビューを含む)	
14	安衛	派遣労働者等の労働災害防止対策推進事業	A	一部廃止			派遣労働者に係る対策については平成22年度までに成果が得られるので、平成22年度末をもって事業を廃止する。
15	社復	労災関係査研究(化学物質等による健康影響・疾病に関する調査研究)	—				1年度限りの事業であるため22年度限りで廃止
16	安衛	労災関係調査研究(多重就労者に係る労働時間管理のあり方に関する調査・普及)	—				1年度限りの事業であるため22年度限りで廃止
17	安衛	テレワーク普及促進等対策	複数年				
18	社復	労災関係調査研究(業務上疾病に関する医学的知見の収集)	(A)				
19	援護	労災診療費審査体制等充実強化対策費	(A)	廃止	【行政刷新会議第2弾((財)労災保険情報センター)・実施機関を競争的に決定(事業規模は縮減)		事業仕分けの結果を踏まえ、平成23年度中に委託事業を廃止し、事業規模を縮減の上、国による直接実施に切り替える。
20	援護	労災ケアサポート事業経費	A			【省内仕分け((財)労災サポートセンター)・評決しない	省内事業仕分けの事務・事業の改革として、委託事業内容等の見直しを図る。
21	援護	高齢被災労働者対策費	A			【省内仕分け((財)労災サポートセンター)・評決しない	省内事業仕分けの事務・事業の改革として、必要な見直しを図るほか、他の主体の参入可能性を高めるため、分割調達について検討する。
22	安衛	建設業における総合的な労働災害防止対策等推進事業	C	廃止		【省内仕分け(建設業労働災害防止協会)・「法人で事業を継続するが、更なる見直しが必要」(3人)・「事業そのものを廃止」(2人)・「事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施」(1人)	省内事業仕分けの結果を踏まえ22年度限りで廃止。
23	安衛	危険性・有害性等の調査等普及促進事業	A			【省内仕分け((社)日本労働安全衛生コンサルタント会)・「事業の効率性を高めた上で、他の民間法人に委託して実施」(2人)・「事業は継続するが、更なる見直しが必要」(3人)	省内事業仕分けの結果を踏まえ見直しを検討中。
24	安衛	じん肺等対策事業	B				
25	安衛	林業従事者における安全衛生の推進事業	C	一部廃止			巡回指導、研修会については、22年度限りで廃止。
26	安衛	中小地場総合工事業者指導力向上事業	A	廃止		【省内仕分け(建設業労働災害防止協会)・「法人で事業を継続するが、更なる見直しが必要」(3人)・「事業そのものを廃止」(2人)・「事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施」(1人)	省内事業仕分けの結果を踏まえ22年度限りで廃止。
27	安衛	安全衛生情報提供事業	C	廃止	【行政刷新会議第2弾(中央労働災害防止協会)・事業の廃止		事業仕分けの結果を踏まえ22年度限りで廃止。
28	安衛	交通労働災害等防止対策の推進	A	廃止			22年度限りで廃止

番号	事業の別 (※1)	事業名	PDCAサイクル		行政刷新会議・省内事業仕分け (平成22年12月6日時点で確定しているもの)		備考
			21年度 評価	措置	行政刷新会議 (※2)	省内仕分け (行政事業レビューを含む)	
29	安衛	小規模事業場の産業保健活動推進事業	C	廃止	【行政刷新会議第2弾(独)労働者健康福祉機構】 ・事業の廃止		22年度限りで廃止、ただし、24年度まで経過措置を設ける。
30	安衛	地域産業保健センターの整備事業	C	一部廃止		【省内仕分け(独)労働者健康福祉機構】 直接事業仕分けの対象となっていないが指摘等のあったもの	「産業保健推進センターの利用促進事業」(No.51)の事業仕分けの結果を踏まえ、産業保健情報の提供業務を廃止。
31	安衛	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業	A	廃止			22年度限りで廃止、ただし、24年度まで経過措置を設ける。
32	安衛	化学物質の有害性調査等事業	(A)			【省内仕分け(中央労働災害防止協会)】 ・「事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施」(2人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(4人)	事業仕分けの結果を踏まえ、当該事業については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所(他の研究開発型の独立行政法人との統合を予定)へ移管予定。
33	安衛	労働災害防止対策費補助金	C		【行政刷新会議第2弾(中央労働災害防止協会)】 直接対象となっていないが、指摘等のあったもの	【省内仕分け】 ※中央労働災害防止協会の「技術指導・援助、教育研修等」 ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(3人) ・「事業そのものを廃止」(1人) ・「事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施」(1人) ・「事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施」(1人) ※建設業労働災害防止協会の「専門家による技術的指導、安全衛生教育の実施等の労働災害防止活動」 ・「事業そのものを廃止」(2人) ・「事業の効率性を高めた上で、民間への譲渡又は委託し実施」(2人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(2人)	省内事業仕分けを踏まえ、中小事業主に対する事業費中心の補助に変更するとともに、補助率を引き下げた。
34	安衛	産業医学振興経費	A				
35	安衛	労働時間等相談センター事業の推進	B				
36	安衛	新規起業事業場就業環境整備事業(21年度までは「新規起業事業場就業環境整備サポート事業」。)	A				
37	安衛	過重労働解消に向けた取組の推進事業	C	廃止	【行政刷新会議第2弾(中央労働災害防止協会)】 ・「労働者の健康づくり対策支援業務」について「事業の廃止」		事業仕分け結果等を踏まえ、監督指導等を通じて過重労働対策を実施することとしたため、22年度限りで廃止

番号	事業の別 (※1)	事業名	PDCAサイクル		行政刷新会議・省内事業仕分け (平成22年12月6日時点で確定しているもの)		備考
			21年度 評価	措置	行政刷新会議 (※2)	省内仕分け (行政事業レビューを含む)	
38	安衛	中小企業退職金共済事業	A		【行政刷新会議第1弾((独)勤労者退職金共済機構運営費交付金)】 ・見直しを行う	【省内仕分け((独)勤労者退職金共済機構)】 ※中小企業退職金共済事業 ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(5人) ※組織・運営体制 ・「他独法との統合・移管」(1人) ・「更なる見直しが必要」(5人)	事業仕分けの指摘を踏まえ、平成22年度から一般会計からの運営費交付金を廃止
39	安衛	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施事業	C				
40	安衛	家内労働者の安全衛生対策事業	A				
41	安衛	働く女性の母性健康管理対策推進費	A				
42	安衛	女性と仕事総合支援事業	A	廃止	【行政刷新会議第2弾((財)女性労働協会)】 ・「直ちに事業の目的・手法を再検討するとともに、女性と仕事の未来館の活用方策について検討する必要がある、そのための契機として、廃止」 【行政刷新会議第3弾(再仕分け)】 ・(男女ワークライフ支援事業)廃止 ・(女性と仕事の未来館の活用方策)閉鎖		評価結果及びとりまとめコメントに則り平成22年度限りで廃止することとし、事業目的・手法、女性と仕事の未来館の活用についてゼロベースで見直した結果、平成23年度は男女ワークライフ支援事業として予算要求を行ったところ。しかしながら、行政刷新会議再仕分け(平成22年11月17日)において、男女共同参画と男女ワークライフバランスの重要性は認めつつも、「事業廃止」、「女性と仕事の未来館」の「閉鎖」とされたところ。今後、今回の「評価結果」に加え、女性関連施設や利用者の声を踏まえつつ、女性の就業支援という観点から必要な事業の内容及、施設の取扱い等について、早急に検討を行うこととしている。
43	安衛	最新の知見による職業性疾病等の予防対策普及促進等事業	C	21年度限り			
44	社復	労災関係調査研究(石綿小体に関する計測例の収集及び分析)	(A)	21年度限り			
45	安衛	働き方改革トータルプロジェクトの推進事業	A	21年度限り			
46	社復	労災病院の運営	C		【行政刷新会議第2弾((独)労働者健康福祉機構)】 ※労災病院事業 ・「当該法人が実施し、事業規模は縮減」「病院のガバナンスについては抜本的見直し」「他の公的病院との再編等についても広く検討」	【省内仕分け((独)労働者健康福祉機構)】 ※労災病院事業 ・「事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施」(2人) ・「事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡」(1人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(2人) ※組織・運営体制 ・「廃止」(1人) ・「更なる見直しが必要」(3人)	事業仕分けを踏まえ、ガバナンスの一層の強化を図るため、労災病院ネットワークにおける各病院の役割指示、PDCAによる評価と改善、経営指導等を更に徹底し、労災病院グループ全体として効率的に労災疾病に取り組むこととする。 また、労災病院事業の効率化等を図るため、 ○調達の効率化 ・後発医薬品の積極的な導入 ・病院情報システム調達に係る競争性向上 ○人件費削減等を推進する。 (なお、労災病院事業については、平成23年度も引き続き交付金等の国からの財政支出を全く受けずに運営することとしているため、概算要求額はない。)

番号	事業の別 (※1)	事業名	PDCAサイクル		行政刷新会議・省内事業仕分け (平成22年12月6日時点で確定しているもの)		備考
			21年度 評価	措置	行政刷新会議 (※2)	省内仕分け (行政事業レビューを含む)	
47	社復	医療リハビリテーションセンターの運営	(A)			【省内仕分け(独)労働者健康福祉機構】 ※労災病院事業に関連する事業 ・「事業そのものを廃止」(1人) ・「事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡」(2人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(1人)	医療水準の向上を図りつつ、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約における契約形態等の見直しを行うこととする。
48	社復	総合せき損センターの運営	(A)			【省内仕分け(独)労働者健康福祉機構】 ※労災病院事業に関連する事業 ・「事業そのものを廃止」(1人) ・「事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡」(2人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(1人)	医療水準の向上を図りつつ、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約における契約形態等の見直しを行うこととする。
49	社復	労災リハビリテーション作業所の運営	(A)	一部廃止		【省内仕分け(独)労働者健康福祉機構】 ※労災病院事業に関連する事業 ・「事業そのものを廃止」(1人) ・「事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡」(2人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(1人)	独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、入居者の退所先を確保しつつ、順次廃止することとしており、人件費の抑制、施設管理費等の節減等を行うこととする。
50	援護	納骨堂の運営	(A)			【省内仕分け(独)労働者健康福祉機構】 ※労災病院事業に関連する事業 ・「事業そのものを廃止」(1人) ・「事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡」(2人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(1人)	産業殉職者のご遺族に配慮しつつ、施設管理費等の節減等を図ることとする。
51	安衛	産業保健推進センターの利用促進事業	(A)	一部廃止	【行政刷新会議第2弾(独)労働者健康福祉機構】 ・「当該法人が実施し、事業規模は縮減」 ・「省内仕分け結果1/3縮減にとらわれない更なる削減を求める」	【省内仕分け(独)労働者健康福祉機構】 ・「事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施」(3人) ・「事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施」(1人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(2人)	事業仕分けを踏まえ、専門的・実践的な研修等の業務に重点化を図るとともに、併せて、平成25年度までに47拠点を1/3程度まで順次集約化(平成23年度から計画的に実施)することにより、交付金の縮減、職員の削減を図ることとする。 なお、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金については平成23年度から廃止することとしている。
52	社復	勤労者予防医療センターの運営	A			【省内仕分け(独)労働者健康福祉機構】 ※労災病院事業に関連する事業 ・「事業そのものを廃止」(1人) ・「事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡」(2人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(1人)	人件費の抑制、管理費等の節減等を行うこととする。

番号	事業の別 (※1)	事業名	PDCAサイクル		行政刷新会議・省内事業仕分け (平成22年12月6日時点で確定しているもの)		備考
			21年度 評価	措置	行政刷新会議 (※2)	省内仕分け (行政事業レビューを含む)	
53	安衛	海外勤務健康管理センターの運営(平成21年度限り廃止事業)	(A)	21年度限り		<p>【省内仕分け((独)労働者健康福祉機構)】</p> <p>※労災病院事業に関連する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業そのものを廃止」(1人) ・「事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡」(2人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(1人) 	(21年度末廃止)
54	安衛	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営経費交付金	A			<p>【省内仕分け((独)安全衛生研究所)】</p> <p>※安全衛生に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業そのものを廃止」(1人) ・「事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施」(1人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(4人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理部門における人員削減 ・外部研究資金の獲得額の向上に向け、目標を設定して取り組む。 ・省庁を超えた共同研究の実施、連携の強化に取り組む。 ・他の研究開発型の独立行政法人との統合等による効率化を図る。
55	安衛	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営経費交付金	A		<p>【行政刷新会議第2弾((独)労働政策研究・研修機構)】</p> <p>※労災勤定関係(労働行政担当職員研修(労働大学校))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不要資産を売却し、事業規模は縮減した上で、国が実施」 <p>【行政刷新会議第3弾(特別会計仕分け)】</p> <p>直接対象となっていないが、WGの議論において個別の委員から指摘等のあったもの</p>	<p>【省内仕分け((独)労働政策研究・研修機構)】</p> <p>※労災勤定関係(労働行政担当職員研修(労働大学校))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施」(1人) ・「事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施」(1人) ・「事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡」(1人) ・「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」(3人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する(平成23年度以降実施)。 ・その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する(平成23年度以降実施)。 ・労働行政担当職員研修(労働大学校)に係る土地建物については、労働大学校の国への移管にあわせて国庫納付する。(23年度以降実施)。
56	社復	障害者職業能力開発校経費	C				
57	安衛	中小企業勤労者総合福祉推進事業	A	廃止			経過措置期間満了のため22年度限りで廃止

(※1)「社復」:社会復帰促進事業
「援護」:被災労働者等援護事業
「安衛」:安全衛生確保等事業

(※2)平成22年10月27日の事業仕分けでは、労働保険特別会計に関し、「制度のあり方」として、「労災保険の社会復帰促進等事業は原則廃止」との評価結果が出された。